

あすか



安全認定

有効期限2020年末

安全性優良事業所

国土交通省/全日本トラック協会

公益社団法人 **奈良県トラック協会**
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)
総務課 / FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課 / FAX.0743-56-2228

<http://narata.or.jp>

Answer

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



相談窓口のご案内

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革 推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html 
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx 
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/ 
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm   
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryoin-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/ 

トラック運送業界の働き方改革 実現に向けたアクションプラン 【概要版】

- トラック運送業界では長時間労働等を背景にドライバー不足が深刻化しており、将来の担い手確保のためにも、働き方改革は喫緊の課題です。
- 政府では平成29年8月にトラック・バス・タクシーの働き方改革の「直ちに取り組む施策」を取りまとめており、これを受けて、業界としても主体的に働き方改革を推進するため、全ト協はトラックドライバーの長時間労働の抑制と職業としての魅力向上、人手不足対策のための働き方改革アクションプランを策定しました。

I. 基本方針

1. 罰則付き時間外労働の上限規制に対応するため、長時間労働を是正します。
2. 若年労働者を確保し、優秀な人材を業界に呼び込むため、ドライバーの処遇、労働環境、労働条件の改善に努めます。
3. 物流条件の調整やコスト負担等についての理解促進をはかるため、国や荷主を含めた関係者と緊密なコミュニケーションをとります。
4. 場当たりの対策ではなく、目標達成に向け途切れることなく取り組みます。
5. 全ト協、地方ト協、適正化事業実施機関等、業界団体も一丸となって取り組みます。
6. 社会に貢献するトラック輸送サービスを維持・強化するため、荷主や関連する業界とともに、ライフラインとしての責務を未来に向けて継続するための行動を速やかに起こします。

II. 達成目標

目標：時間外労働年960時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合

平成33（2021）年度（施行後3年目）	25%
平成34（2022）年度（施行後4年目）	20%
平成35（2023）年度（施行後5年目）	10%
平成36（2024）年度（適用開始年度）	0%

※ 本アクションプランのスケジュールは、平成31年4月に改正労働基準法が施行され、それから5年猶予の後の平成36年4月から自動車の運転業務に罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることを前提としています。また月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げ（25%→50%）の中小企業への適用については平成35年4月に施行されることを前提としています。

Ⅲ. 取り組み内容

トラック運送業界は、長時間労働の抑制とトラックドライバーの職業としての魅力向上のため、「労働生産性の向上」「運送事業者の経営改善」「適正取引の推進」「多様な人材の確保・育成」を柱としたアクションプランを策定し、業界・企業の総力を結集して実行していきます。

1. 労働生産性の向上

項目	具体的な取り組み内容・要望等
荷待ち時間、荷役時間の削減	<ul style="list-style-type: none"> 荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用、時間管理の徹底に努める 物流条件の調整にむけて、発荷主・着荷主等関係者の協力が必要 荷役アシスト機器、ITを活用したトラック予約受付システム等の導入助成、荷主以外の倉庫等の都合による待機時間の削減等を要望
高速道路の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 適切な運行計画づくりに努める 営業用トラックが高速道路を利用しやすい環境の整備（道路ネットワーク、高速道路料金割引制度の充実等）を要望
市街地での納品業務の時間短縮	<ul style="list-style-type: none"> 納品業務の共同化を推進する 市街地における貨物車駐車対策の見直し、物流に配慮した都市内インフラの整備等を要望
中継輸送の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 長距離運行を行うトラック運送事業者での中継輸送促進に努める SA・PA等を中継拠点として利用しやすくする対策、事業協同組合等の機能を活用した中小事業者同士の連携推進

2. 運送事業者の経営改善

項目	具体的な取り組み内容・要望等
ドライバーの処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> 全産業並みの賃金水準の実現、給与体系の見直し、週休2日制の導入、年次有給休暇取得促進に努める
経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> 経営規模の拡大、賃金アップを見込んだ原価計算、運賃・料金の設定、デジタコ等を活用したドライバーと運行効率の管理、労働時間管理、労働時間削減目標の設定、IT点呼、受委託点呼等の管理スタッフ（事務職）の働き方改革に努める デジタコ装備率を高めるためデジタコ及びデジタコ管理・解析ソフトを含めた購入費についての補助等、IT点呼、受委託点呼の要件緩和を要望

Ⅲ. 取り組み内容

3. 適正取引の推進

項目	具体的な取り組み内容・要望等
書面化、記録化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 契約の書面化、荷待ち時間の記録、新標準運送約款に準拠した料金体系への転換に努める
適正運賃・料金の収受	<ul style="list-style-type: none"> 全産業平均と同程度の年収を担保する労務費、法定福利費、納税や再投資等を前提とした原価計算の実施、原価計算スキルの向上に努める 原価意識向上に役立つセミナーの実施、マニュアルの普及、適正運賃・料金収受、過重労働排除を目的とした啓発資料の作成、荷主勧告制度、物流特殊指定等への理解促進等を要望
多層化の改善	<ul style="list-style-type: none"> 元請トラック運送事業者の機能・役割の強化、下請トラック運送事業者での原価計算励行・受託条件の適正化に努める
コンプライアンス経営の強化	<ul style="list-style-type: none"> 適正化事業実施機関による巡回指導の拡充強化を通じ、悪質・不適格事業者の把握に努める 運輸支局等と連携した厳格な指導の徹底、優良事業者に対するインセンティブ付与、ホワイト経営の見える化、新規参入事業者のコンプライアンス強化等を要望

4. 多様な人材の確保・育成

項目	具体的な取り組み内容・要望等
女性・高齢者も働きやすい職場・会社づくり	<ul style="list-style-type: none"> 省力機器の導入、手荷役の見直し、休憩室、男女別の着替えロッカー、女子専用トイレ、パウダールーム、育児休業制度、子育て環境の整備等、幅広い視点から職場環境改善に努める 短時間勤務でも可能な業務の創出、ワークライフバランスを推進
働き甲斐のある職場・会社づくり	<ul style="list-style-type: none"> 従業員のスキルアップ、キャリアアップが可能となる教育・人事制度、資格取得の奨励、キャリアパスの仕組みづくりに努める
若年労働力確保に向けた取り組みの強化	<ul style="list-style-type: none"> 新卒者の採用増に向けて、賃金水準の改善、休日の増加等、若者にとって魅力的な雇用条件を整える インターンシップ、地域貢献等を通じて業界に興味をもってもらい、新卒入職者の免許・資格の取得に係る支援を強化する 若年労働力確保対策に重点を置いた支援制度の拡充・創設等を要望

IV. 着実に実行し、より大きな効果を上げるために

フォローアップ

1. モニタリングの仕組みの確立

本アクションプランが着実に遂行され効果を上げているかどうか、進捗確認するための仕組みと体制を構築します。特に、労働時間の短縮が賃金の低下につながればトラックドライバーの職業的魅力は一層低下することから、労働時間と賃金を併せてモニタリングします。

2. 優良事例のPR

「労働生産性の向上」「トラック運送事業者での経営改善」「適正取引の推進」「多様な人材の確保育成」等の各分野での先進的な取り組み、目覚ましい効果の確認された取り組みを優良事例として収集します。また成功の秘訣となる要素を抽出・整理し、全国の中小トラック運送事業者に普及するようPRします。

3. PDCA

上記より得られた情報を基に、計画の進捗状況の確認・見直しを行います。必要に応じてアクションプランを修正し、より高い目標(一般則の規制水準)のできるだけ早期の達成に向けた取り組みに繋がります。

何よりも、関係者の協力が必要です

トラック輸送は、我が国の産業・経済活動の基盤であり、日々の暮らしになくてはならないものです。そのため、トラック運送業界での働き方改革は「社会の仕組みを見直す取り組み」でもあります。

我々トラック運送事業者は自らの使命を全うするため意識改革を進め、現場で働くドライバー目線に立って、本アクションプランに真摯に取り組めます。

その一方で、長時間労働の改善はトラック運送事業者のみの努力では限界があります。トラック輸送サービスを維持・強化するため、国、自治体、発荷主、着荷主、物流関連施設等の管理運営者等の幅広い関係機関や関係者にも本アクションプランに示した問題意識と取り組み内容を共有願います。そして共に課題と向き合い、トラック運送業界の働き方改革を確実に推し進められるよう、様々な場面において上記の関係者の協力をお願い致します。

トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン

問合せ 公益社団法人全日本トラック協会 TEL : 03-3354-1037 (企画部)

働き方改革関連各法律の施行期日等について

(公社)全日本トラック協会

法律・内容		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)
労働基準法	時間外労働の上限規制(年720時間)の適用【一般則】		4月1日 から 大企業に 適用	4月1日 から 中小企業に 適用	→			
	時間外労働の上限規制(年960時間)の適用【自動車運転業務】	※衆議院の附帯決議において、「自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること」とされた。 ※参議院の附帯決議において、「自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること」とされた。						4月1日 から適用
	年休5日取得義務化		4月1日 から適用	→				
	月60時間超の時間外割増賃金率引上げ(25%→50%)の中小企業への適用						4月1日 から適用	→
パートタイム労働法・労働契約法	同一労働 同一賃金(※)			4月1日 から 大企業に 適用	4月1日 から 中小企業に 適用	→		
労働者派遣法	同一労働 同一賃金(※)			4月1日 から適用	→			

※①短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化、②派遣労働者について、派遣先の労働者との均等・均衡待遇の確保、③短時間・有期雇用・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由に関する説明を義務化 等

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)
「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」(関係省庁連絡会議)	①2023年度(平成35年度)末までのできるだけ早い時期に、全事業者が改善基準告示に規定する1ヵ月の拘束時間の限度及び休日労働の限度に関する基準を遵守 ②2024年度(平成36年度)末までのできるだけ早い時期に、全事業者の全ドライバーの時間外労働が年960時間以内 長時間労働を是正し、生産性向上を促進するため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化を柱とした環境整備等を実施						
「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」(全ト協)	2023年度(平成35年度)末までに、時間外労働年960時間超のトラックドライバーをゼロに						

改善基準告示の概要

改善基準告示は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を定めたものです。

トラック、タクシー、バスの運転者ごとに改善基準が定められています。

ここでは、トラック運転者の改善基準について説明します。その内容は、**拘束時間**、**休息期間**、**運転時間等**についての基準から構成されています。

1 拘束時間

拘束時間は、トラック運転者の始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間（手待ち時間を含む）と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間をいいます。その基準は下の表のとおりです。

なお、労働時間には、時間外労働時間と休日労働時間が含まれますので、その時間数・日数をできるだけ少なくして、改善基準告示に定める拘束時間内の運行、休息期間の確保に努める必要があります。

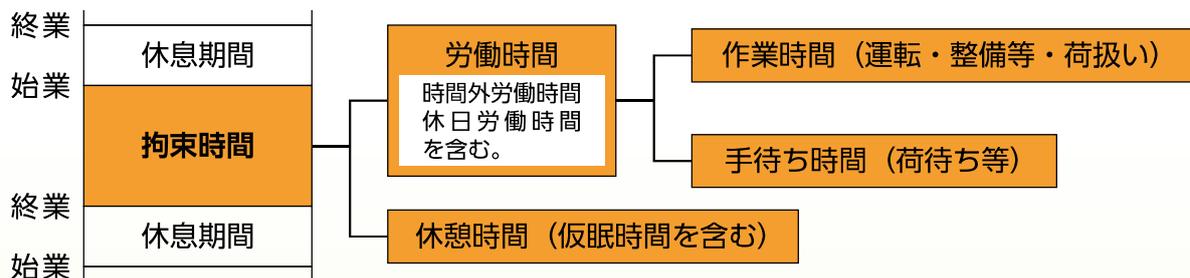
2 休息期間

休息期間とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。その基準は下の表のとおりです。

3 運転時間

トラックの1日の運転時間や連続運転時間等に関する基準があります。その基準は下の表のとおりです。

これらの関係を図示すると次のとおりです。



◆ 改善基準

項目	基準
拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1ヶ月 293 時間 (労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可) ◆ 1日 原則 13時間 最大 16時間 (15時間超えは1週2回以内)
休息期間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 継続 8時間以上 ◆ 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 分割休息期間、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船の場合には、特例がある。
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2日平均で1日当たり9時間 ◆ 2週平均で1週間当たり44時間
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 4時間以内 (運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要)

トラック事業における 書面化の推進について

取り決めたルールや交渉経緯を書面に残しましょう

取引条件の改善に向けて発注者と取り決めたルールを着実に実行するためには、書面に取り決めを残すことが重要となります。

書面化すべき事項

契約内容を書面化する際に、業務上必要最小限の項目として、次の11項目が挙げられます。これらの項目に追加して、業務上必要な記載項目を記載してください。

- ① 貨物の品名、重量、個数等
- ② 運送日時（積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所）
- ③ 運送の扱種別
- ④ 運賃、燃料サーチャージ、料金（積込料及び取卸料、待機時間料、
付帯業務料等）、有料道路利用料、立替金その他の費用
- ⑤ 荷送人及び荷受人の連絡先等
- ⑥ 運送状の作成年月日等
- ⑦ 高価品については、貨物の種類及び価額
- ⑧ 積込み又は取卸し作業の委託の有無
- ⑨ 付帯業務の委託
- ⑩ 運送保険加入の委託の有無
- ⑪ 支払方法、支払期日

できるだけ詳細に
契約書を作成しよう！



上記の各種事項を決定した際は、「日時」「場所」「担当者」「方法（対面・電話など）」を記録しておきましょう。あるいは、見積書や契約書に記載しておくことでトラブルが発生した際に役立ちます。

記録を作成する際には、正確な事実を記載することが重要です。記録を残す際には、可能な限り記憶が鮮明な交渉当日に作成し、荷主・元請運送事業者と共有しましょう。

また、電子メールなどを活用して記録を残すことも有効です。取引先に対して、「間違いがあるご迷惑をかけるのでご確認ください」と伝え、改めて記録内容を電子メールなどで確認することも、相互認識の共有という点で有用と考えられます。

荷主・元請・利用運送事業者に求められること

- | | |
|---|---------|
| 1 | 十分な意思疎通 |
| 2 | 運送状の提供 |
| 3 | 安全運行支援 |

国土交通省
国土交通省 国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

一方的に**低い運賃・料金**で運送委託等を行っていませんか？

この金額じゃあなたも、次の仕事は任せられないよ。

「安いからいいから、次はもっと安くしてほしいよ。」

「法令違反となるおそれがあります!!」

- 運送委託者が運送事業者との十分な協議なしに運賃・料金をより安く低く運賃・料金を平均に定めることは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか、
- 運送委託者の立場のみで運賃・料金の引き下げを検討していませんか、

こんな取引を目指しませんか?

- 運賃・料金をより安く設定し、運送事業者と十分に協議の上、運賃・料金を決定する。
- 運賃・料金をより安く設定し、運送事業者と十分に協議の上、運賃・料金を決定する。

※本件に関してお問い合わせの際は、必ず下記までご連絡ください。 → 国土交通省 運送取引相談窓口 (事務局は東京にございます)

国土交通省
国土交通省 国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

付帯業務に対して**料金を支払**っていますか？

新着業務はさせられるのに、お金も入らないんだよ...

「法令違反となるおそれがあります!!」

- 運送委託者が契約にはない業務を無償で運送事業者に提供させることは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 契約にない付帯業務を提供で償還していませんか、
- 運送以外の業務業務に対して、適切な対価を支払っていますか、

こんな取引を目指しませんか?

- 契約にない付帯業務の上、相見積りの取得、費用対効果を明確にし、償還化する。
- 自費業務を定期的に実施し、実際の費用と協議があれば、十分に協議の上、相対的におこなう。

※本件に関してお問い合わせの際は、必ず下記までご連絡ください。 → 国土交通省 運送取引相談窓口 (事務局は東京にございます)

国土交通省
国土交通省 国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

有料道路の利用料金を**負担**していますか？

荷物の引渡しが遅くなったけど、今からでも絶対に間に合わせてお!!

「そうやっていつも高速代払ってくれる人だよ...」

「法令違反となるおそれがあります!!」

- 運送委託者が有料道路の利用を前提とした運送を依頼しながら、有料道路利用料金の負担を要することは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 有料道路の利用を前提とした運送を依頼した際、有料道路利用料金の負担を要していませんか、

こんな取引を目指しませんか?

- 運送依頼の際の運送手続では、十分に協議の上、事前に有料道路利用料金の負担を明確にする。
- 運送事業者と契約内容・運賃・料金を十分に協議の上、適切な料金に設定し、費用対効果を確保する。

※本件に関してお問い合わせの際は、必ず下記までご連絡ください。 → 国土交通省 運送取引相談窓口 (事務局は東京にございます)

国土交通省
国土交通省 国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

契約の内容を**書面化**できていますか？

「契約のとき、〇〇円っていったよね。」

「え、確か××円って言ったのに...」

「法令違反となるおそれがあります!!」

- トラック運送業における運賃・料金の決定プロセスについては法的規制は無いが、運送依頼、運賃・料金の決定、運賃・料金の決定の必要事項について書面化を義務付けることもあり、これにより、運送事業者の利益を保護し、必要事項を全て記載した書面を交付しないことは下流法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運賃・料金を決定する内容・運賃・料金の必要事項が契約書に明記していませんか、
- 契約書を保存していますか、

こんな取引を目指しませんか?

- 運賃・料金を決定する内容・運賃・料金の必要事項、その他追加の条件について合意する。
- その条件を明記し、保存する。

※本件に関してお問い合わせの際は、必ず下記までご連絡ください。 → 国土交通省 運送取引相談窓口 (事務局は東京にございます)

適正取引 相談窓口

近畿運輸局 奈良運輸支局

企画輸送・監査部門

☎0743-59-2151

国土交通省
国土交通省 国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

追加運賃・料金の負担を拒んでいませんか？

「明日の荷物70tから30tに増えただけで運賃はそのままで前より。」

「トラックは1台いけなくないけど、運賃はそのままで...」

「法令違反となるおそれがあります!!」

- 運送事業者の都合で契約内容を変更し追加費用が発生したにもかかわらず、費用負担をしないことは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運送依頼した条件を越えた追加業務の発生を拒んでいませんか、
- 追加業務の発生を要する場合は、追加の費用が発生しないにもかかわらず、運賃・料金の負担を拒んでいませんか、

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者が運送事業者との十分な協議により追加業務を決定する。
- 契約した範囲内に収められた場合は、追加の追加業務を決定し、追加費用を負担する。

※本件に関してお問い合わせの際は、必ず下記までご連絡ください。 → 国土交通省 運送取引相談窓口 (事務局は東京にございます)

国土交通省
国土交通省 国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？

「燃料費・人件費が上がっているから、運賃・料金を上げてもらえないかな?」

「燃料費・人件費の上昇を要する上、運賃・料金をより高く設定していませんか、」

「法令違反となるおそれがあります!!」

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金を反映させることと運賃・料金を平均に定めることは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を要する上、運賃・料金をより高く設定していませんか、
- 燃料費・人件費の上昇を要する上、運賃・料金をより高く設定していませんか、

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を決定する。
- 燃料費・人件費の上昇と運賃・料金の決定に際しては、相見積りによる運賃・料金を決定する。

※本件に関してお問い合わせの際は、必ず下記までご連絡ください。 → 国土交通省 運送取引相談窓口 (事務局は東京にございます)

国土交通省
国土交通省 国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

労働時間を守れない運送を強要していませんか？

「これは強制的に明日の朝まで九州までお願いね。」

「いくら何千円なこと言われても、今から出発せよと必要な保険がとれないよ!」

「法令違反となるおそれがあります!!」

- 運送事業者の都合により運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などに、運送委託者が労働時間のルールを守れないことを強要することは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運送事業者の労働時間のルールを守れないような運送を強要していませんか、
- 労働時間の確保を要する上で、運送事業者の労働時間を確保していませんか、

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者が運送事業者との十分な協議の上、労働時間の確保を要していませんか、
- 労働時間の確保を要する上で、運送事業者の労働時間を確保していませんか、

※本件に関してお問い合わせの際は、必ず下記までご連絡ください。 → 国土交通省 運送取引相談窓口 (事務局は東京にございます)

国土交通省
国土交通省 国土交通省

運送委託者の方へのお知らせ

荷待ち時間への対策を**放置**していませんか？

「もう少し待って!」

「もう1時間以上待っているのに...」

「法令違反となるおそれがあります!!」

- 運送事業者の都合により、運送事業者が労働時間のルールを守れないことを強要する場合は、運送委託者が労働時間のルールを守れないことを強要することは、下流法・独占禁止法に違反するおそれがあります。

要注意! チェックポイント

- 運送事業者の都合により、運送事業者が労働時間のルールを守れないことを強要していませんか、
- 運送事業者の都合により、運送事業者が労働時間のルールを守れないことを強要していませんか、

こんな取引を目指しませんか?

- 運送事業者の都合により、運送事業者が労働時間のルールを守れないことを強要していませんか、
- 運送事業者の都合により、運送事業者が労働時間のルールを守れないことを強要していませんか、

※本件に関してお問い合わせの際は、必ず下記までご連絡ください。 → 国土交通省 運送取引相談窓口 (事務局は東京にございます)

● 貨物自動車運送事業輸送安全規則等に基づく貨物自動車運送事業者が備え置くべき帳票類等一覧

区分	様式 ダウンロード	帳票類	概要等	保存期間
帳票類の整備、報告等	●	事故記録の作成・保存	当該事故が発生した場合、30日以内に記録を作成	当該事故発生後3年間
		事故報告書の提出	自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生した場合、30日以内に運輸支局に提出	当該事故発生後3年間
	●	運転者台帳の作成	運転者毎に必要な事項を記載した台帳（写真貼付）を作成し、営業所に備え置く	常時備え付け及び運転者でなくなった日から3年間
		車両台帳の作成	営業所に配置する車両の検査証の写し及び自賠責保険の写しを備え置く	常時備え付け
	●	事業報告書の届出	毎事業年度の経過後、100日以内に運輸支局に届出	
	●	事業実績報告書の届出	前年4月1日から3月31日までの実績を毎年7月1日迄に運輸支局に届出	
運行管理等	●	運行管理規程の作成	運行管理者が、的確かつ円滑に事業用自動車の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限、事業用自動車の運行の安全に関する規程を作成	常時備え付け
	●	運行管理者選任届	選任又は解任後、概ね7日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		運行管理者の研修の受講	選任した年度は必ず受講、その後2年に1回の受講	
	●	運行計画表（勤務割表）の作成	休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、改善基準告示に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させる	常時備え付け
	●	点呼の実施及び記録・保存	運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、報告を求め、及び確認を行い、並びに運行の安全を確保するために必要な指示を与え、常時アルコール検知器の有効を保持する	1年間
	●	乗務等の記録・保存	乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録	1年間
		運行記録計の活用及び記録・保存	運転者の乗務について、事業用自動車（車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上）の瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録	1年間
	●	運行指示書の作成・保存	乗務前、乗務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者の運行ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させる	1年間
	●	乗務員への指導・監督の実施及び記録・保存	国土交通省告示1366号に基づく教育の実施	3年間
	●	特定運転者の指導・監督の実施	初任・適齢（65歳以上）・事故惹起運転者への指針に基づく教育の実施	3年間
		特定運転者の適性診断の受診及び保存	初任・適齢（65歳以上）・事故惹起運転者の受診	3年間
車両管理等	●	整備管理規程の作成	整備管理者の義務として掲げる事項の執行に関する規程を作成	常時備え付け
	●	整備管理者選任届	選任又は変更後、15日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		整備管理者の研修の受講	選任した年度の翌年度の末日までに受講、その後2年に1回の受講	
	●	日常点検の実施及び記録・保存	自動車点検基準に基づく点検の実施	1年間
	●	定期点検整備の実施及び記録・保存	3ヵ月点検記録簿及び12ヶ月又は24ヶ月点検記録簿への記録	1年間
労基法等	●	就業規則の作成	常時10人以上の従業員を使用する使用者は、管轄する労働基準監督署への届出	常時備え付け
	●	36協定の届出	時間外労働、休日労働がある使用者は、毎年1回管轄する労働基準監督署への届出	完了の日（有効期間満了の日）より3年間
		健康診断の受診	雇入れ時の健康診断、定期健康診断は年1回、但し深夜労働者（22時～翌日5時）は年2回の受診	5年間
法定福利費		労災保険・雇用保険への加入	労働者を1人でも雇用していれば加入	労働保険：完了の日より3年間又は4年間 （労災保険：完了の日より3年間 雇用保険：完了の日より2年間又は4年間）
		健康保険・厚生年金保険への加入	法人事業所及び常時5人以上の従業員を使用している個人事業所は加入	健康保険：完了の日より2年間 厚生年金保険：完了の日より2年間

● 印は、(公社) 奈良県トラック協会ホームページより、ダウンロードできます。